熊谷市監査委員公告第１号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和３年５月２６日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　権　田　清　志

# 令和２年度産業振興部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課

⑵　対象事務

令和元年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか
②　必要な帳簿類は整備されているか
③　補助金申請の手続は適切にされているか
④　債権管理は適正に行われているか

⑵　支出事務　①　必要な手続きは行われているか
②　適正な支出となっているか

⑶　契約事務　①　安易な随意契約を採用していないか
②　完了報告を漏れなく受領しているか
③　検査結果通知書等は作成されているか

⑷　補助金　①　交付にあたって根拠等審査は適切か
②　実績報告書を提出させているか
③　事業計画書どおりの精算が行われているか

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
②　負担効果の点より整理すべきものはないか

⑹　財産管理　①　返納手続きをせずに処分していないか
②　備品の登録に漏れはないか

⑺　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

⑴　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ)　現金出納簿
(ｲ)　コミュニティひろば使用料
(ｳ)　計量検査手数料
(ｴ)　国庫支出金「低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業費補助金」
(ｵ)　駐車場使用料（駐車場事業特別会計）
(ｶ)　契約解除違約金（駐車場事業特別会計）
(ｷ)　国庫支出金「街路交通調査費補助金」
(ｸ)　農業活性化センター使用料
(ｹ)　堆肥運搬散布手数料
(ｺ)　証明手数料
(ｻ)　県支出金「農地中間管理事業機構集積協力金」
(ｼ)　有機センター堆肥売払収入
(ｽ)　県支出金「多面的機能支援事業補助金」
(ｾ)　農業集落排水施設使用料（農業集落排水事業特別会計）
(ｿ)　雑入（農業集落排水事業特別会計）

イ　支出事務
(ｱ)　旅費
(ｲ)　商工会館管理運営経費「器具購入費」
(ｳ)　「総合戦略」空き店舗活用支援事業「謝金」
(ｴ)　「総合戦略」中心市街地活性化活動支援事業「報償金、謝金」
(ｵ)　有機センター管理運営経費「器具購入費」
(ｶ)　多面的機能支援事業「器具購入費」
(ｷ)　「台風 19 号」かんがい排水施設復旧事業「施設その他修繕料」

ウ　契約事務
(ｱ)　中心市街地歩行者・自転車通行量調査
(ｲ)　熊谷市空き店舗活用サポート業務委託
(ｳ)　「総合戦略」女性の起業は熊谷ｄｅ事業業務委託
(ｴ)　熊谷市自転車シェアリング業務委託
(ｵ)　プレミアム付商品券発行事業コールセンター運営業務委託
(ｶ)　市営本町駐車場維持業務委託（10 月～１月）（駐車場事業特別会計）
(ｷ)　(仮称)道の駅「くまがや」地盤調査・解析・対策検討業務委託
(ｸ)　(仮称)道の駅「くまがや」事業化検討業務委託
(ｹ)　佐谷田地区まちづくり事業計画作成業務
(ｺ)　(仮称)道の駅「くまがや」基本計画策定業務委託
(ｻ)　植物残渣運搬業務委託
(ｼ)　農地利用図等作成業務委託
(ｽ)　運転管理業務委託

(ｾ)　江南地区農業集落排水施設水質調査業務委託（農業集落排水事業特別会計）
(ｿ)　日向島・八幡地区・中条川北地区農業集落排水施設維持管理業務委託（農業集落排水事業特別会計）
(ﾀ)　農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）柴・千代地区管路施設機能詳細診断調査業務（農業集落排水事業特別会計）

エ　補助金
(ｱ)　勤労福祉業務経費補助金
(ｲ)　大里地域勤労者福祉サービスセンター補助金
(ｳ)　シルバー人材センター推進事業補助金
(ｴ)　熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金
(ｵ)　熊谷市個店連携応援事業補助金
(ｶ)　熊谷市観光協会補助金
(ｷ)　農業団体補助事業
(ｸ)　農業経営所得安定対策推進事業
(ｹ)　農地中間管理事業
(ｺ)　土地改良事業補助金
(ｻ)　熊谷市多面的機能支払補助金

オ　負担金
(ｱ)　熊谷市担い手育成協議会負担金
(ｲ)　見沼代用水土地改良区負担金
(ｳ)　かんがい排水事業負担金

カ　財産管理
(ｱ)　備品台帳一覧表

キ　その他
(ｱ)　出勤簿
(ｲ)　熊谷市農業再生協議会事務

5　監査の実施場所及び期間
⑴　実施場所
監査委員事務局、熊谷市役所６０３会議室（東）
⑵　監査期間
令和２年 12 月 22 日から令和３年２月 24 日まで

6　監査の結果
以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。
⑴　収入事務

ア　国、県の補助金申請にあたり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあった。熊谷市予算規則第 22 条及び熊谷市会計事務規則第 24 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課】

イ　現金出納簿が未整備または必要な項目が記入されていない事例があった。熊谷市会計事務規則第 90 条及び第 106 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課、農業振興課、農地整備課】

ウ　収納金の払込みが遅れているものがあった。熊谷市会計事務規則第 26 条第１項に基づき期限内に指定金融機関等に払い込むべきである。

【商工業振興課、農業振興課】

エ　農業集落排水施設使用料の分任出納員による領収に当たっては、熊谷市会計事務規則様式第 10 号(2)(第 25 条関係)の領収書を交付すべきである。また、滞納者に対する督促状には「督促」の文字を明記するなど熊谷市会計事務規則第 23 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【農地整備課】

オ　農業集落排水施設内での行政財産使用料について、前納されていないものがあった。熊谷市行政財産の使用料に関する条例第４条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【農地整備課】

⑵　支出事務

ア　旅費や委託料等の支払い根拠となる会議等の通知や業務完了通知等に文書収受のないものがあった。熊谷市文書管理規程第８条等に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課、農業振興課、農地整備課】

イ　物品購入の際、徴取した見積書に日付の記入のないものがあった。書類を確認し適正な事務処理を行うべきである。

【農業振興課】

⑶　契約事務

ア　予定価格 50 万円を超える業務委託が随意契約されていた。地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第 167 条、167 条の２及び熊谷市契約規則第 36 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【農業振興課】

⑷　補助金

ア　補助金交付要綱が未整備のものがあった。補助金等の交付に当たっては、透明性や客観性を確保するため、補助要件、対象経費、補助金額等の根拠を示す補助金交付要綱等を整備するべきである。

【商工業振興課】

⑸　負担金

指摘事項なし

⑹　財産管理

ア　備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第 17 条第１項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課】

イ　すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第 17 条第１項及び第 26 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課、農業振興課】

⑺　その他

ア　市長公印が押印された原本が保管されていた。公印の意義を理解し、適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課】

イ　起案文書や復命文書の押印漏れ、鉛筆書き、修正液による修正がある、決裁や文書公開の欄が未記入または不備といった事例が見られた。起案者、復命者は「文書事務の手引き」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第６条第２項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

契約事務において、随意契約による業務委託契約が比較的多く見られたが、随意契約は地方自治法施行令第 167 条の２第１項各号に定める要件に該当する場合に限り認められる特例であり、一般に事務負担が少なく、適正な履行能力を有する事業者を選定できるメリットがある反面、競争性や透明性に乏しく、事業者の固定化を招くというデメリットも危惧されるところである。

一般競争入札によらず、随意契約を行うに当たっては、当該契約に係る事業環境や社会状況について調査、情報収集を行い、透明性や競争性を確保しつつ、より公平な方法がないかを検討し、必要な見直しを進めるよう要望する。